

# 「2026 年度地下鉄・路面電車マナーポスター」仕様書

## 1 業務名

「2026 年度地下鉄・路面電車マナーポスター」

## 2 作成目的

地下鉄及び路面電車等の利用時における快適性を向上させ、更なる利用促進につなげるため、利用者のマナー遵守の意識を一層高めること。

## 3 業務内容について

下記の点に留意し、当社が示す経費の範囲内において、最も効果的なデザイン、構成等を企画すること。

### (1) 同ポスターのデザインテーマ

「世界に届く思いやりマナー」

上記テーマにふさわしい題材を設定のうえ、世代、国籍を問わずそれぞれが思いやりをもつことによりマナーが守られることが伝わるような、視覚的に訴求効果の高いポスターデザインとすること。

(具体例)

#### ア 乗降口付近や通路をふさぐ行為

車内ドア付近での立ち止まりや、鞆（キャリーバッグ含む）の扱い方により乗降口や通路がふさがり、乗降客同士の接触事故に繋がる恐れがあり、またスムーズな乗降に支障が出ることから、乗車後は車内の中の方へ進むよう呼びかけを行うほか、鞆の正しい所持の仕方を促すもの。

#### イ ながら歩き

歩きながらのスマートフォン操作や、イヤホン着用時は、視野の狭まりや注意力の低下により怪我の原因となったり、通路の逆走等に気づかず利用者同士の接触事故等に繋がる恐れがあることから、スマートフォン使用時は立ち止まっての操作、イヤホン着用の際には音量に注意し周囲の物音がきちんと聞こえるようにする等の呼びかけを行うもの。

#### ウ エスカレーターでの手すり使用の徹底

利用者同士の接触事故や振動による緊急停止などに繋がる恐れがある為、エスカレーター利用時は歩かずに、手すりにつかまるよう呼びかけを行うもの。

#### エ ホーム乗車位置での並び方

各乗車位置足元の誘導線に従い2列に並ぶ等、前の方との間隔を適正に保ち、降車客優先を守り正しい乗車マナーの呼びかけを行うもの。

オ 車内での在り方

着席時には足を広げたり、荷物を床や座席に置かず、より多くのお客様が着席できる環境へと呼びかけを行うもの。

また、専用席の在り方や、直立しての乗車の際はリュックサック等手荷物は前に抱えて乗車することについても呼びかけを行うもの。

※ 上記のテーマを参考とし（複数のテーマも可）、効果的なデザイン・構成等を企画制作すること

(2) 同ポスターの掲出について

期 間：前期 令和8年10月1日（木）から令和9年3月30日（火）

後期 令和9年3月31日（水）から令和9年9月30日（木）

掲出場所：地下鉄及び市電車内、地下鉄各駅、地下鉄各定期券発売所など

※ 掲出については、納品後に当会社が行う。

(3) 同ポスターの規格及び作成枚数等について

要件	内容
デザイン	1種類につき
規格及び成果物	①ポスター B3サイズ横、4色カラー、135kgコート紙（中吊り用） ②版下のデータ DVD又はCD-R ※ 形式：ai(Adobe Illustrator)及びPDFファイル
余白	上部：40mm 下部：20mm
枚数	各690枚（合計1,380枚）
校正	デザイン校正、文字校正、色校正あり
その他	前期及び後期でそれぞれ異なるデザイン1種ずつでの提出とする。

(4) 納品について

下表の指定箇所に、種類及び用途別に梱包のうえ前期ポスターは令和8年9月24日（木）、後期ポスターについては令和9年3月23日（火）までに納品すること。

	納品場所	用途及び枚数
①	(一財)札幌市交通事業振興公社 営業部 〒060-0042 中央区大通2丁目9	地下鉄車内用 前期：440枚/後期：440枚
	札幌市交通局仮庁舎2階/電話：011-896-2723 ※変更の可能性あり	定期券発売所用 前期：30枚/後期：30枚
②	札幌市交通局 高速電車部 運輸課 〒060-0042 中央区大通西2丁目 地下鉄大通駅構内/電話：011-232-1776	地下鉄各駅用 前期：170枚/後期：170枚

③	(一財)札幌市交通事業振興公社 総務企画部 〒060-8614 中央区大通西 5 丁目 地下鉄大通 駅西側コンコース/電話：011-251-0822	市電車内用 前期：40 枚/後期：40 枚
		その他施設用 前期：10 枚/後期：10 枚
	計 3 か所	5 用途 計 1,380 枚

※ 発送時の伝票内には、上記「用途」を記載すること。

#### 4 検査場所

納品場所と同じとする。

#### 5 支払方法

2 回払いとする。各回の納品後に発注者の行う検査に合格した後、各回ごとに受注者が発出する請求書に基づき発注者が支払うこととする。

#### 6 その他

- (1) 成果物の所有権や著作権の一切は、発注者に帰属するものとし、増刷及び他の媒体に使用する可能性を考慮して 2 次、3 次使用に関しても、発注者に帰属するものとする。
- (2) 当該業務における成果物について、著作人格権(公表権・氏名表示権・同一性保持権)を行使しないこととする。
- (3) 受注者は成果物について、第三者の商標権、著作権その他の諸権利を侵害するものでないことを保証するものとする。なお、写真や文字等が受注者以外の者の著作物(以下「原著物」という)である場合には、原著作者に説明し、承諾を得るなど必要な手続きを行ったうえで本業務にあたることとし、原著物の著作権等と受注者との間に著作権法等上の紛争が生じないようにすること。
- (4) 業務の履行に必要な資料については、当公社より提供するものとする。
- (5) 当該業務の履行にあたり紛争等が発生した場合、これによって生じる責任の一切は、受託者が負うこととする。
- (6) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受注者が協議の上決定することとする。

【担当】一般財団法人 札幌市交通事業振興公社  
総務企画部 企画調整課 事業企画係  
〒060-8614 札幌市中央区大通西 5 丁目  
地下鉄大通駅西側コンコース内  
TEL(011)251-0822 FAX(011)251-0829